



第3期安芸市 子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

概要版



令和7年3月
安芸市

この計画書の詳細版は市の公式ホームページ（<http://www.city.aki.kochi.jp>）でご覧いただけます。

安芸市

検索

安芸市トップページ⇒ライフステージ⇒子育て⇒第3期安芸市子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）⇒
第3期安芸市子ども・子育て支援事業計画

計画策定にあたって



1 計画策定の趣旨

本市では、子ども・子育て新支援制度に基づき、令和2年3月に「第2期安芸市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、家庭や地域、企業、教育・保育サービス事業者、行政等の各主体が連携し、協働しながら、子どもや子育て支援のための取り組みを進めてきました。

このたび、現行計画の改定時期を迎え、こども基本法や子ども・子育て支援法等の一部改正、国の「こどもまんなか実行計画2024」の内容や方向性を踏まえるとともに、さらなる少子化の進行や女性の就業率の上昇に伴う保育需要の拡大等、社会情勢やニーズの変化を施策に反映するため、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「第3期安芸市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、基本理念の下、市民総ぐるみで妊娠・出産期からの切れ目のない子育て支援に取り組む社会の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけられ、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して策定を行う必要があります。

また、本市の最上位計画である「安芸市総合計画」をはじめ、各種法律に基づく様々な関連計画と整合を図り、効果的かつ効率的な施策の推進及び進行管理に努めます。

国の関連法

- ・子ども子育て支援法
- ・次世代育成支援対策推進法
- ・放課後児童対策パッケージ
- ・児童福祉法 等

高知県の関連計画

- ・高知県子ども・子育て支援事業支援計画
- ・高知県次世代育成支援行動計画 等



安芸市総合計画

安芸市地域福祉計画

関連する計画

- 安芸市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 安芸市少子化対策強化基本計画
- 安芸市母子保健計画
- 安芸市教育振興基本計画
- 安芸市障害者計画・安芸市障害福祉計画
安芸市障害児福祉計画
- あき男女共同参画プラン
- 安芸市地域防災計画

安芸市子ども・子育て支援事業計画

3 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

なお、本計画期間において様々な状況の変化等により見直しの必要性が生じた場合、随時計画の見直しを行っていきます。



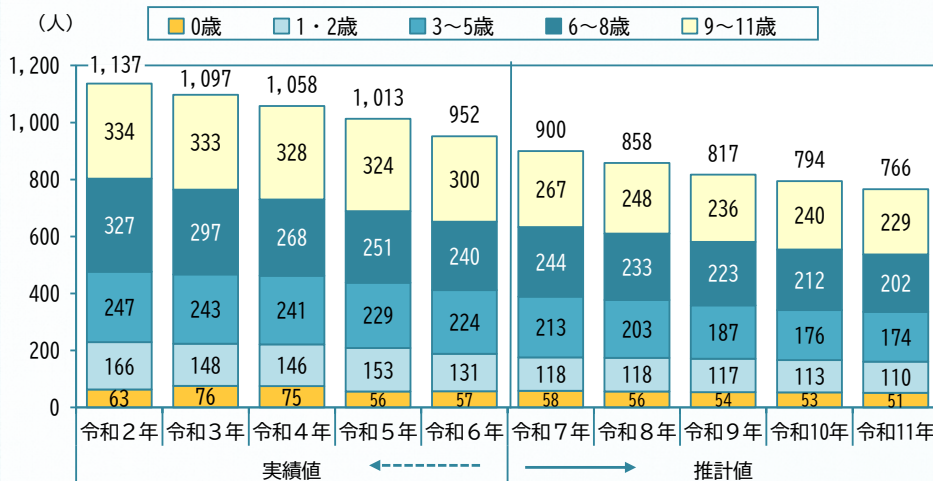
安芸市の子どもを取り巻く状況



1 統計データによる現状

●子どもの人口の推移と推計

直近5か年の小学生までの子どもの人口は減少傾向で推移しています。推計人口においても減少傾向が続くと見込まれており、計画の最終年度である令和11年の推計値は合計766人と、子ども・子育て支援新制度が始まった平成27年度の子どもの人口（1,441人）の約半数程度になる見込みです。

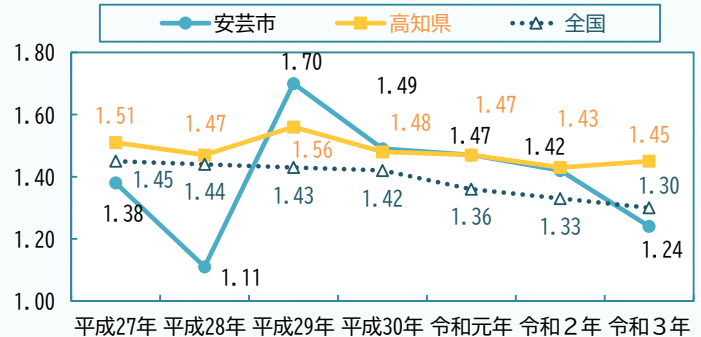


出典：【実績】住民基本台帳（各年3月末現）
【推計】令和2年～令和6年の実績から、コーホート変化率法を用いて算出

●合計特殊出生率の推移

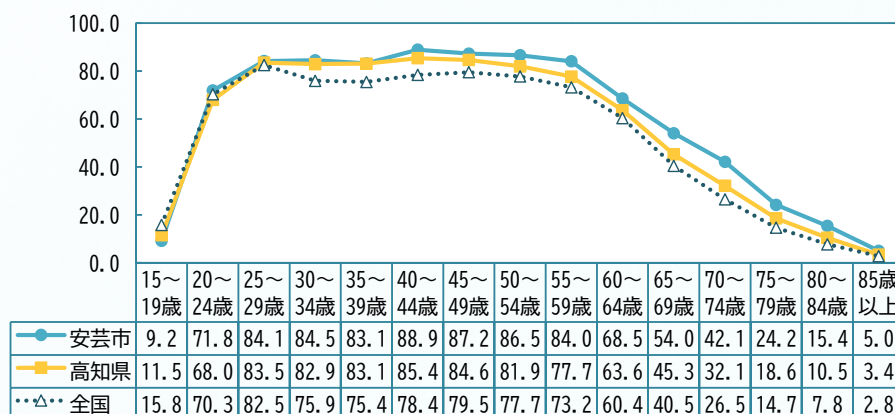
合計特殊出生率は年ごとの変動が大きく、平成29年には高知県、全国を上回っていたものの、令和3年では高知県、全国を下回る1.24となっています。

出典：人口動態統計、高知県健康づくり支援システム



●年齢別女性就業率（令和2年）

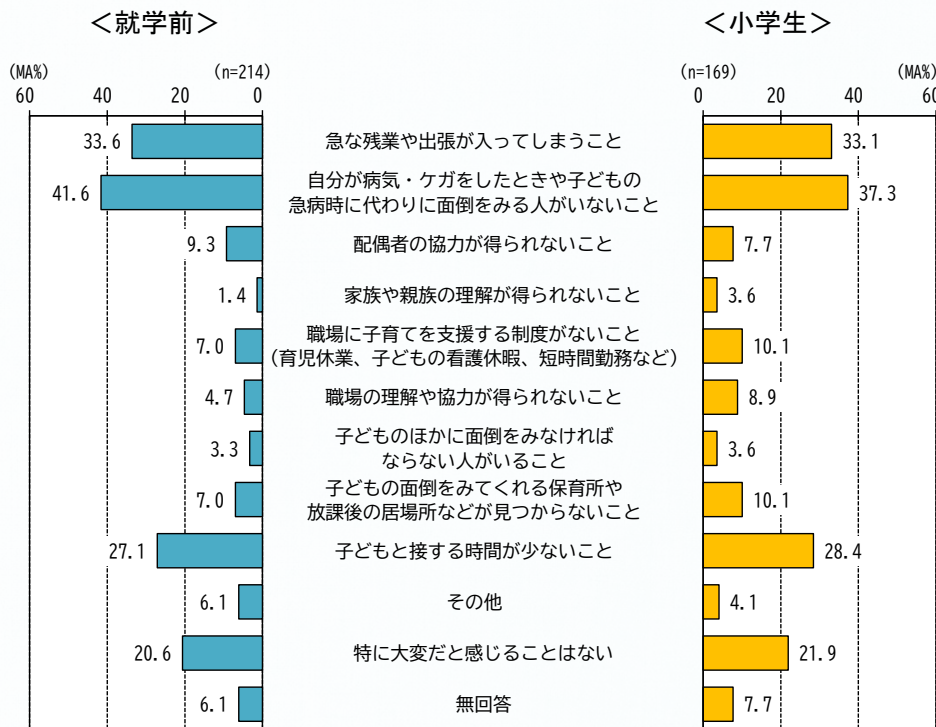
女性の就業率は、15～19歳を除くすべての年齢区分で、全国平均及び県平均と同等以上となっています。



出典：国勢調査

2 アンケート調査による現状

仕事と子育ての両立について大変だと思うこと



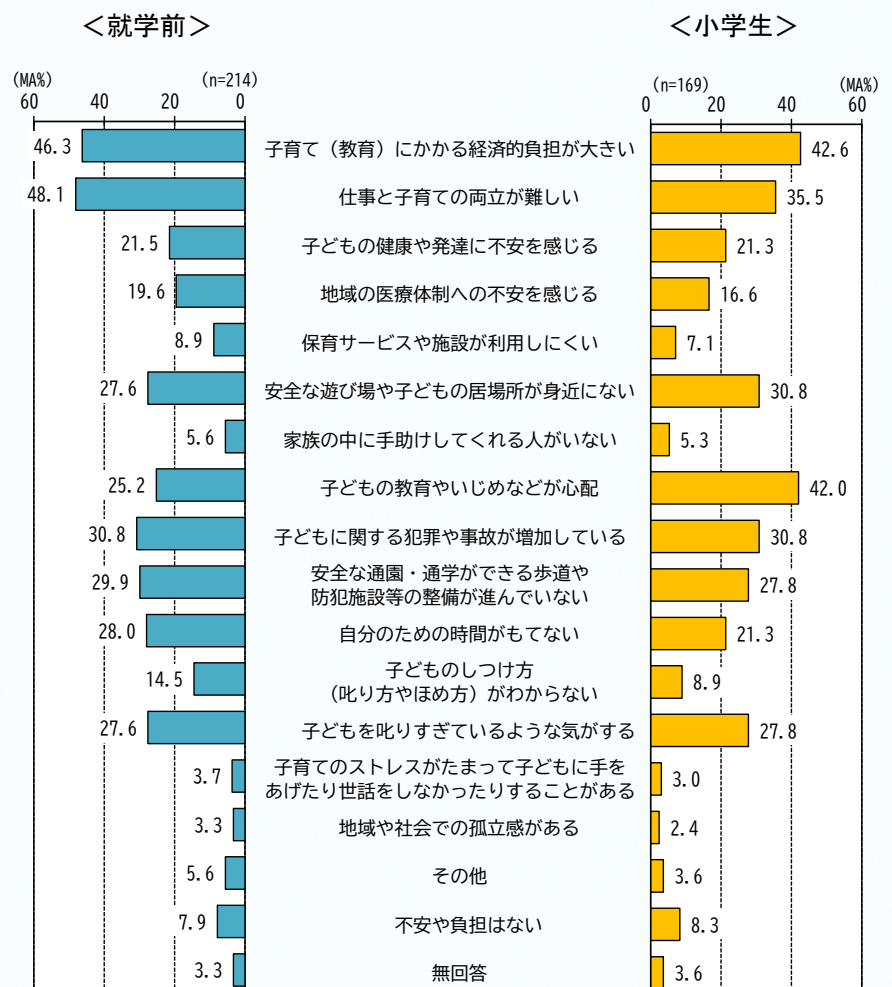
仕事と子育ての両立で大変だと思うことでは、就学前、小学生の保護者ともに、「自分が病気・ケガをしたときや子どもの急病時に代わりに面倒をみる人がいないこと」、「急な残業や出張が入ってしまうこと」、「子どもと接する時間が少ないこと」が多くなっています。



子育てをするうえでの不安や負担

子育てをするうえで感じている不安や負担は、就学前、小学生の保護者ともに、「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」、「仕事と子育ての両立が難しい」が多くなっています。

また、就学前の保護者では、「子どもに関する犯罪や事故が増加している」、小学生の保護者では、「子どもの教育やいじめなどが心配」等も上位となっています。





計画の基本的方向と施策展開



1 基本理念・体系

本市では、次の4つの基本理念を掲げ、家庭における子育てを中心として、社会全体での子育て環境をより一層充実していくことを目指します。また、次世代を担う子どもたちが地域に支えられ、心身ともに健やかに成長できることを目指すものとします。

基本理念

1

子どもたちの幸せを第一に考え、子育て家庭が夢や自信を持てる環境づくりを推進します。



基本理念

2

安心して子どもを生み育てやすい地域環境づくりを目指します。

基本理念

3

子育てサービスの向上、情報公開の推進を図ります。



基本理念

4

「子どもの視点・意見」を大切にし、郷土・家族・人を愛せる子どもが育つような環境づくりに努めます。



基本目標	基本施策
1 子どもと子育て家庭への支援	(1) 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援 (2) ひとり親家庭の自立支援 (3) 障害児施策の充実 (4) 子育てを支援する生活環境の整備
2 地域における子育ての支援	(1) 地域における子育て支援サービスの充実 (2) 子育て支援ネットワークの充実 (3) 児童虐待の防止 (4) 子どもの安心・安全の確保
3 仕事と子育ての両立支援	(1) 保育サービスの充実 (2) ワーク・ライフ・バランスの促進
4 子どもの教育環境の整備	(1) 保幼小中高の連携の推進 (2) 次世代の親の育成 (3) 学校教育の充実 (4) 子どもの居場所づくりの推進 (5) 思春期保健対策の充実 (6) 家庭や地域の教育力の向上

2 施策の展開



1 子どもと子育て家庭への支援

施 策	方向性
(1) 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援	子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が孤立することがないように、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を確保します。 また、子どもの健康を保ち、健やかな成長を促進するため、乳幼児健康診査等を通じて子どもの健康づくり支援を行うとともに、子どもが病気やけがの際に安心できる、小児医療体制の維持と充実を図ります。
(2) ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の自立を支援し生活の安定と向上を図り、子どもの健全な成長を保障するため、地域における母子家庭、父子家庭の現状の把握に努めるとともに、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及び高知県こども計画等の定めるところにより、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援等、総合的な自立支援を行います。
(3) 障害児施策の充実	障害のある子ども等、特別に個別の支援が必要な子どもへの施策については、「安芸市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、学校卒業までの成長段階に応じた療育や保育・教育の推進を図ります。 また、障害のある子ども及びその家族に対し、可能な限り身近な地域での支援ができるように、障害児通所支援等のサービスの提供を行うとともに、障害の早期発見・早期療育を行い、障害の程度や症状をできる限り軽減するため、療育支援体制の整備を図ります。
(4) 子育てを支援する生活環境の整備	子どもと子育て家庭が安心して、快適に生活できる環境整備が求められています。 子どもが快適な環境のなかで生まれ育ち、のびのびと安全に活動できるよう、地域の生活環境等の整備に努めます。 また、公共施設等の改善・整備に併せて、設備等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入等に努めます。



2 地域における子育ての支援

施 策	方向性
(1) 地域における子育て支援サービスの充実	共働きをしている家庭、共働きをしていない家庭、ひとり親家庭、障害のある子どもがいる家庭等、すべての家庭の子育てを支えること、あらゆる状況にあるすべての子どもの成長を支援することが必要です。 地域における子育てに関する様々な支援の充実を図るとともに、相談・情報提供体制の充実を図り、地域一丸となった子育て支援体制づくりを進めます。
(2) 子育て支援ネットワークの充実	子育てをする親同士や、子育て家庭と地域の人がつながることができるよう、身近な交流の場づくりを推進します。 また、子育てを地域全体で支えるため、子育て支援団体の育成、子育てに関する情報を共有できる仕組みづくり等、地域の関係機関の連携強化を図ります。
(3) 児童虐待の防止	養育支援が必要な家庭を早期に発見し、支援につなげる等、虐待を未然に防ぐための取り組みを推進するとともに、虐待を受けた子どもの精神的なケアに努めます。 また、行政、児童相談所、警察、各種団体等、地域の関係機関が連携し、児童虐待の防止、早期発見・早期対応、保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会のネットワーク機能の強化を図ります。 さらに、きめ細かな対応が必要とされるため、専門的なスキルを持った人員配置、体制づくりに努めます。
(4) 子どもの安心・安全の確保	子どもを交通事故等から守るため、安全な道路環境の整備を進めるとともに、子どもに対する交通安全教育を推進し、交通安全に関する子ども自身の意識や対応力の向上を図ります。 また、子どもを犯罪の被害から守るため、家庭や地域、子ども自身の防犯意識を高めることに加え、地域で子どもを見守る体制づくりとその支援を推進します。 さらに、本市は台風等の自然災害が多く、今後、南海トラフ地震も危惧されていることから、防災へのより一層の取り組みを推進します。



3 仕事と子育ての両立支援

施 策	方向性
(1) 保育サービスの充実	少子高齢化が進むなか、本市の児童数は減少傾向で推移しており、保育所の在籍児童数は全体としては減少傾向にありますが、家庭環境や働き方の多様化等を背景に、子育て家庭のニーズは多様化しています。 また、就労している母親が多いことから保育ニーズが高く、保育の低年齢化も顕著となっています。 今後も0歳児の保育ニーズが増加し、入所希望が多い状況が予想されることから、特に0歳児保育の定員の確保を図り、子どもの養育環境の整備を図ります。
(2) ワーク・ライフ・バランスの促進	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた生活を実現できるよう、企業や労働者に対して、働き方の見直しや仕事と子育て等を両立しやすい職場環境づくり等について啓発するとともに、家庭において父親、母親がともに育児や家事の責任を担い、協力しあえるよう、男女共同参画の推進についての意識啓発を図ります。





4 子どもの教育環境の整備

施 策	方向性
(1) 保幼小中高の連携の推進	関係機関が連携を図り、育ちと学びをつなげることにより、次世代の安芸市を背負って立つ人材の育成を目指します。
(2) 次世代の親の育成	次世代の親となる子どもや男女が、協力して家庭を築くこと、子どもを生み育てることの意義や命の尊さ、子どもや家庭の大切さについて理解を深めることができるよう、意識啓発を図るとともに、乳幼児とふれあう機会の充実を図ります。
(3) 学校教育の充実	グローバル化や情報化、少子高齢化が急速に進む等、社会・経済が激しく変化する時代に生まれた子どもたちが、これからの時代を自らの力で力強く生き抜き、自らの夢に向かって羽ばたけるようにするためには、知・徳・体の調和のとれた生きる力を育てていくことが必要です。 こうした知・徳・体の調和のとれた、自らの人生を切り拓き主体的に生きる力を子どもたちが身につけられるよう、教育活動の充実を図ります。
(4) 子どもの居場所づくりの推進	すべての子どもが放課後や長期休暇中に、身近な地域で安全に遊び、学べる居場所を持てるよう、学童保育や放課後子ども教室の一層の推進を図ります。 また、地域の人とともに様々な体験活動を行うことができる機会づくりを推進します。
(5) 思春期保健対策の充実	思春期は、子どもから大人になる転換期であり、心や体の健康の問題が生涯の健康に影響することも指摘されています。妊娠中絶や性感染症等の性に関することや、喫煙や飲酒、薬物等の子どもが陥りやすい健康問題に対し、心身ともに健康な生活が送れるよう普及啓発を図るとともに、心の問題に適切に対応する体制整備を推進します。
(6) 家庭や地域の教育力の向上	家庭の教育力向上については、保育所・学校の保護者会及び行事等を通して、家庭教育の重要性の啓発に努めるとともに、親子のふれあいを深める場を提供します。 地域の教育力向上については、児童・生徒が地域行事に参加し、地域住民が学校行事に参加する機会を設け、連携・交流を促進し、地域の教育力を高めることで、子どもが健全に成長することができる環境づくりを推進します。

事業計画（量の見込みと確保方策）

1 教育・保育

量の見込み：ニーズの量 確保方策：供給体制 過不足量：「確保方策」－「量の見込み」

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定：3～5歳 (幼稚園)	量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
	確保方策	0人	0人	0人	0人	0人
	過不足量	0人	0人	0人	0人	0人
2号認定：3～5歳 (保育所)	量の見込み	211人	201人	185人	174人	172人
	確保方策	279人	279人	279人	279人	279人
	過不足量	68人	78人	94人	105人	107人
3号認定：0歳 (保育所)	量の見込み	33人	32人	31人	30人	29人
	確保方策	33人	33人	33人	33人	33人
	過不足量	0人	1人	2人	3人	4人
3号認定：1歳 (保育所)	量の見込み	46人	47人	45人	44人	43人
	確保方策	72人	72人	72人	72人	72人
	過不足量	26人	25人	27人	28人	29人
3号認定：2歳 (保育所)	量の見込み	56人	56人	56人	55人	53人
	確保方策	72人	72人	72人	72人	72人
	過不足量	16人	16人	16人	17人	19人

2 地域子ども・子育て支援事業

事業名称	事業概要
利用者支援事業	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等の実施により把握した養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を保健師等が訪問し、養育に関する指導助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人（援助会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）が会員登録をし、センターの連絡・調整により様々な育児の手助けを行う事業です。
一時預かり事業	幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった園児について、幼稚園で一時的に預かる事業です。 その他の一時預かりは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所等で一時的に預かる事業です。

事業名称	事業概要
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日並びに時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業です。
病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。
乳児等通園支援事業	保育所等の施設において、満3歳未満の保育所等に入所していない乳幼児に、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳児または幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談並びに子育てについての情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。
産後ケア事業	退院直後の母子に対し、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。
子育て世帯訪問支援事業	要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助、その他の必要な支援を行う事業です。

量の見込み：ニーズの量 確保方策：供給体制 過不足量：「確保方策」－「量の見込み」

事業名称		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業	量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	確保方策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	量の見込み	2,561 人回	2,532 人回	2,488 人回	2,415 人回	2,342 人回
	確保方策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
妊婦健康診査	量の見込み	565 人回	546 人回	526 人回	516 人回	497 人回
	確保方策	実施機関：安芸市こども家庭センター☆きらり☆				
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	量の見込み	55 人	53 人	51 人	50 人	50 人
	確保方策	実施機関：安芸市こども家庭センター☆きらり☆				
養育支援訪問事業	量の見込み	20 人	15 人	10 人	10 人	10 人
	確保方策	実施機関：安芸市こども家庭センター☆きらり☆				
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み	7 人日	7 人日	6 人日	6 人日	6 人日
	確保方策	7 人日	7 人日	6 人日	6 人日	6 人日
	過不足量	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	量の見込み	205 人日	193 人日	184 人日	181 人日	173 人日
	確保方策	205 人日	193 人日	184 人日	181 人日	173 人日
	過不足量	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)	量の見込み	460 人日	446 人日	423 人日	404 人日	396 人日
	確保方策	460 人日	446 人日	423 人日	404 人日	396 人日
	過不足量	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
延長保育事業	量の見込み	42 人	41 人	39 人	37 人	36 人
	確保方策	100 人	100 人	100 人	100 人	100 人
	過不足量	58 人	59 人	61 人	63 人	64 人
病児保育事業	量の見込み	67 人日	65 人日	61 人日	59 人日	57 人日
	確保方策	67 人日	65 人日	61 人日	59 人日	57 人日
	過不足量	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

事業名称		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	量の見込み	159人	151人	145人	142人	132
	確保方策	166人	176人	176人	176人	176人
	過不足量	7人	25人	31人	34人	44人
乳児等通園支援事業※	量の見込み	5人	5人	5人	5人	5人
	確保方策	0人	9人	9人	9人	9人
	過不足量	▲5人	4人	4人	4人	4人
産後ケア事業	量の見込み	20人日	20人日	20人日	20人日	20人日
	確保方策	58人日	55人日	55人日	55人日	55人日
	過不足量	38人日	35人日	35人日	35人日	35人日
子育て世帯訪問支援事業	量の見込み	3人日	3人日	3人日	3人日	3人日
	確保方策	3人日	3人日	3人日	3人日	3人日
	過不足量	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

※ 令和8年度からの実施予定のため、令和7年度の確保方策は0人日としています。

計画の推進体制

1 推進体制

市役所庁内の各部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。
また、市民に対して積極的に情報を提供していくとともに、市行政と各種関係機関・団体、地域住民との協力の強化を推進します。
地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のよりよい子育て支援となるよう、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2 計画の進捗管理

本計画を市民とともに推進していく体制を確保するため、市民参画により構成される「安芸市子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進捗管理を行います。
こうした推進の仕組みとして、計画・実行・点検（評価）・見直しのPDCAサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。



第3期安芸市子ども・子育て支援事業計画 (概要版)

発行年月：令和7年3月
発行：安芸市福祉事務所
〒784-8501 高知県安芸市土居 82 番地 1
電話 0887-37-9452 FAX 0887-35-1028